

地震・台風等、非常時における児童の登下校について (R8.9改訂)

1 児童が在宅中に「暴風警報」が「愛知県全域」または「尾張東部」または「春日井市」に発令された場合

暴 風 警 報	授 業	給 食(食事)
A 午前7時までに 警報解除	通 常 授 業	●給食の中止連絡がない場合は、給食があります。 ●給食の中止連絡があった場合は、 弁当持参 になります（場合によっては、市の判断で非常用給食が提供されることもあります）。
B 午前7時以降 午前11時までに 警報解除	5 時間目から 13:25 授業開始 (13:10～ 健康観察)	自宅で食事を済ませてから登校してください。
C 午前11時を過ぎて も警報が発令されている場合	休 校(授業はありません) 警報が解除されるまで自宅で待機してください。	

○登校する際は、通学班による集団登校となります。

○上記Bの場合は、**13時10分健康観察開始**となります（授業開始は13時25分）。

集合場所での集合出発時刻は、全通学班共通で**12時25分**です。

欠席や遅刻の場合は、必ず学校までご連絡ください。

○**午前11時までに暴風警報が解除される見込がない場合** は、午前7時の時点で休校が決定される場合があります。その際は、ホーム&スクールや学校ホームページにて連絡いたします。

○道路や建造物等の破損、冠水、激しい風雨や雷等で**登校が危険と保護者が判断された場合は**、登校させないでください。その際は、学校への連絡をお願いします。

○**下校は、その日に予定していた下校時刻**になります。

2 児童が在校中に「暴風警報」が発令された場合

(1) 「暴風警報」が発令された場合

授業をすべて中止し、安全を確認して、速やかに、方面別の**集団下校**をします。

ア 教師が集合場所まで引率しながら自宅まで帰宅します。

イ 下校が危険と判断した場合は学校に待機させます。安全に留意して、お迎えをお願いします。

※帰宅までの手順

- ①下校の決定→②保護者へホーム&スクール(既読確認)や学校ホームページで連絡→
- ③職員打合せ→④欠席者・下校先変更児童の確認・連絡→⑤通学班教室で下校指導→
- ⑥通学班ごとに教師が引率して集団下校→⑦担当教師が集合場所付近で待機→
- ⑧家に入れなかった児童を連れて学校に戻る→⑨お迎えに来た保護者に引き渡す

(2) 「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発令された場合

授業をすべて中止し、**校内待機を原則とし、状況に応じて保護者への「引き渡し」等による下校を行います。ただし、レベル5の場合については、校内待機とし垂直避難など命を守る最善行動をとります。**

※下校までの手順

- ①下校の決定→②保護者へホーム&スクール(既読確認)や学校ホームページで連絡→
③職員打合せ→④児童への状況説明・下校準備→⑤安全な場所で待機→⑥保護者等(引き渡しに関する調査票登録者)への引き渡し

★「子どもの家」「なかよし教室」は開設されません。

3 震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 登校前に起きた場合は、自宅待機とします。校舎内外及び通学路の安全確認をしますので、学校からの連絡(ホーム&スクールや学校ホームページ)があるまでは、登校させないでください。
- (2) 登校中に起きた場合は、安全を第一とした行動をします(自宅に帰る。学校に登校する。近くの公園に避難する)学校に登校した児童は学校待機となり、保護者への引き渡しを行います。
- (3) 下校中に起きた場合は、安全を第一とした行動をしつつ、下校できる状況であれば下校します。職員が通学路に出て安全確保に努めますが、保護者のみなさまもご協力をお願いいたします。
- (4) 登校後に起きた場合は、授業をすべて中止し、保護者への引き渡しを行います。

※ 震度5弱よりも弱い地震の場合も、状況によっては、児童を学校に待機させることもあります。

4 特別警報及びレベル4以上の大雨警報等(以下「特別警報等」という)が気象台から発令された場合、または警戒レベル4以上の避難情報が春日井市から発表された場合

児童の登校前

- (1) **午前7時**の段階で「特別警報等」が発令されている場合は、休校となります。
- (2) その日のうちに特別警報が解除されても、登校させないでください。
- (3) 解除後の授業の再開日時については、ホーム&スクールや学校ホームページでお知らせします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいても、通学路の冠水や河川の増水、激しい風雨や雷等により登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

児童の登校後

- (1) 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」が発令された場合も休校です。児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」となり、保護者への引き渡しを行います。
- (2) その後、「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- (3) 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校からホーム&スクールや学校ホームページで下校時刻をお知らせしますので、「お迎え」をお願いします。

5 弾道ミサイル発射時の全国瞬時警報システム(Jアラート)が配信された場合

- (1) 対象地域に愛知県が含まれていない場合は、通常通りの授業を行います。
- (2) 対象地域に愛知県が含まれている場合は、以下のような対応をします。
 - ① 登校前までに配信された場合は、児童は登校せず、自宅の安全な場所で待機してください。
 - ② 登校・下校中に配信された場合は、児童は最も近い建物の中に避難します。
 - ③ 在校中に配信された場合は、運動場での授業・活動を中止し、屋内に避難します。※Jアラートが解除された後の登校や下校、休校等につきましては、学校からホーム&スクールや学校ホームページでお知らせします。

6 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

別紙「南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について」にもとづいた対応をします。

7 大雨・洪水・雷などで危険な場合

- (1) 登校前に「大雨洪水警報」が発令されている場合でも、安全であれば、平常の授業を行います。
 - ・ 地域や通学路が安全な状況であれば、通常通りに登校させてください。
 - ・ 気象や道路状況により、登校するのが危険であるとご家庭で判断した場合は、その理由を学校へ連絡し、自宅で待機させてください。
- (2) 登校後に大雨・洪水・雷などで、危険な状況の場合は、危険がなくなるまで児童を学校に待機させます。また、危険が予想される場合は、安全を確認した上で、早めに下校させることもあります。

8 その他

- (1) 今後も緊急時は、ホーム&スクールや学校ホームページでお知らせします。未登録の方は、お早めに登録をお願いします。また、送受信ができない状況も考えられますので、ラジオ・テレビなどで最新の情報を入手してください。
- (2) 災害時の避難場所や連絡先を日頃から十分に家庭で話し合っておいてください。

連絡先 春日井市立松山小学校 電話 0568-31-9888